

庁舎等の維持管理業務についての競争入札参加者の資格基準

(目的)

第1条 この基準は、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について（以下「参加必要資格」という。）第1条第5号に規定する競争入札参加資格基準（以下「資格基準」という。）について定めるものとする。

(資格基準)

第2条 資格基準は、次に掲げるとおりとする。

1 建物の清掃

(1)環境衛生総合管理又は清掃

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(2)空気環境測定

ビル衛生管理法第12条の2第1項第2号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(3)空気調和用ダクト清掃

ビル衛生管理法第12条の2第1項第3号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(4)飲料水水質検査

ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(5)飲料水貯水槽清掃

ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(6)排水管清掃

ビル衛生管理法第12条の2第1項第6号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(7)ねずみ昆虫等防除

ビル衛生管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業の登録を受けた者であること。

(8)緑地植栽管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（以下「建設業許可」という。）のうち造園工事業の許可を受けた者

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項の表に掲げる造園施工管理の1級又は2級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

(9) 一般廃棄物収集運搬

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けた者であること。

(10) 産業廃棄物収集運搬業務・処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第4項の規定による許可を受けた者であること。

2 建物の警備

警備業務で、次のいずれにも該当する者であること。

ア 警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第１項第１号の業務を現に行っている者

イ 警備業法第４条の認定を受けて警備業を営む者（主たる営業所が県外に所在する警備業者にあつては、同条の認定を受け、かつ、同法第９条の規定により秋田県公安委員会に届出をした警備業者）

３ 建築物の附帯設備の保守管理

(1)電気設備保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち電気工事業の許可を受けた者

イ 建設業法施行令第３７条第１項の表に掲げる電気工事施工管理の１級又は２級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者

(2)機械設備保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち管工事業の許可を受けた者

イ 建設業法施行令第３７条第１項の表に掲げる管工事施工管理の１級又は２級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者

(3)ボイラー設備保守管理

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令第３３号）第３５条に規定するボイラー整備士を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者であること。

(4)警報設備等保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち消防施設工事業の許可を受けた者

イ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の６の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成１６年消防庁告示第１０号。以下「消防庁告示」という。）本則第２号の表に掲げる第２種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者

(5)消火設備等保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち消防施設工事業の許可を受けた者

イ 消防法第１７条の６の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者又は消防庁告示本則第２号の表に掲げる第１種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者として１名以上配置できる者

(6)電話交換機設備保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち電気通信工事業の許可を受けた者

イ 工事担任者規則（昭和６０年郵政省令第２８号）第４条の表に掲げる第１級アナログ通信、第１級デジタル通信又は総合通信のいずれかの工事担任者資格者証の交付を受け

ている者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

(7)放送設備保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち電気工事業又は電気通信工事業の許可を受けた者

イ 一般財団法人家電製品協会が認定する家電製品エンジニアの資格を有する者と同等の知識を有する者及び消防庁告示本則第2号の表に掲げる第2種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者としてそれぞれ1名以上配置できる者

(8)昇降機設備保守管理

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の6に規定する昇降機等検査員を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

(9)自動ドア設備保守管理

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4に掲げる自動ドア施工の1級又は2級の技能検定に合格した者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

(10)浄化槽設備保守管理

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第33号）第2条第1項の規定による登録を受けた者であること。ただし、秋田市の区域において浄化槽保守点検業を営む者にあつては秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年秋田市条例第35号）第2条第1項の規定による登録を受けた者であること。

(11)自家用電気工作物保安全管理

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する要件に該当する者

(12)監視制御設備保守管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業許可のうち電気工事業又は電気通信工事業の許可を受けた者であること。

イ 一般社団法人日本計装工業会が実施する計装士技術審査を受け1級計装士として称号を付与された者と同等の知識を有する者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

(13)庁舎等設備運転管理

次のいずれにも該当する者であること。

ア ボイラー及び圧力容器安全規則第97条に規定する1級又は2級のボイラー技士の免状の交付を受けている者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

イ 消防庁告示本則第2号の表に掲げる第1種消防設備点検資格者又は第2種消防設備点検資格者を当該業務に従事する者として1名以上配置できる者

附 則

この資格基準は、平成22年6月1日から施行する。

この資格基準は、平成31年1月1日から施行する。

この資格基準は、令和5年12月18日から施行する。

この資格基準は、令和7年3月1日から施行する。